

11 「『よかれと思って…』～正しく使って楽しもう、SNS～」

(インターネット・SNSにおける人権)

実践する場面

- (1) 対象者 地域住民等（スマートフォン等を使い始めた人など）
- (2) 所要時間 70分

活動のねらい（ポイント）

- (1) スマートフォン（スマホ）・SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）は大変便利であるが、使い方についての知識やモラルが不十分だと、トラブルを起こしたり巻き込まれたり、人権侵害につながる可能性があることに気づく。
- (2) SNS・インターネットの正しい使い方とともに、人権について考える。

準備するもの

ワークシート、資料（必要に応じて拡大して掲示する）

進め方（展開例）

時間	学習の流れ（活動・内容）	留意事項	備考（資料）
導入 20分	◆学習の確認（5分） ・研修会のねらい ・日程 ・参加体験型学習における約束 ◆アイスブレーキング（15分） 「クイズ！スマホ川柳」 ①グループで空欄に入る言葉を考える。 （資料が配付された場合は記入する。） ②ファシリテーターから正解や語句の意味を聞く。 ③グループで、普段のスマホの使い道やSNSの便利な点について意見交換する。	・【参加体験型学習の約束】の内容を伝える。 →P9 ・4人程度のグループで行う。 ・資料を配付、もしくは拡大して提示する。 ・既に知っているものがあった場合の、他の参加者への配慮について確認する。 ・正解や語句の意味について確認する。	・資料 →P78 (掲示または配付)
<u>「クイズ！スマホ川柳」の解答</u> 一 じいちゃんに 〔 スマホ 〕 教える 孫5才 二 孫たちに 〔 アドレス 〕 聞かれ 番地言う 三 〔 インスタ映え 〕 新種の蝇かと 孫に問い 四 〔 既読スルー 〕 いいえ只今 格闘中			
・クイズをとおしてコミュニケーションを図るとともに、スマートフォンやSNSには人と人をつなぐ大きな役割を担っていることを確認する。			

展開 40分	◆アクティビティ1（20分） 「マンガでロールプレイ前編（事例1・2）」 ①ワークシートのマンガを読み、「誰がなぜ困るのか」を考え、吹き出しにセリフを記入する。 ②グループで意見交換する。 「この後どうなるか」「どうすればよかったか」等の意見を出し合う。 ③グループで出た意見を全体で共有する。	・ワークシートを配付する。 ・補足資料をもとに前編のまとめを行う。	・ワークシート→P76 ・補足資料→P79
・「みんなのために」とよかれと思っていた行動だが、実際には相手のことを考えておらず、結果として人権侵害につながる可能性があることに気づく。			
	◆アクティビティ2（20分） 「マンガでロールプレイ後編（事例3・4）」 前編の①～③と同様に進める。	・前半と同じように、補足資料をもとにしてまとめる。	・ワークシート→P77
・権利者の許諾を得ないでインターネット上に公開することは、著作権侵害にあたることを理解する。 ・顔が見えないからとはいえ、対象とされた人々の心を傷つけることは許されないことに気づく。			
まとめ 10分	◆まとめ（10分） ①学習を振り返って考えたことや感じたことを共有する。 ②まとめの話を聞く。	・SNSの活用例を示し、参加者が前向きな気持ちで帰れるよう、明るい雰囲気にしてまとめる。	・インターネットの使い方には十分な注意や配慮が必要であるということを理解する。 ・SNSの役割、使い方と人権について考えながら使っていくことの大切さに気づく。

＜参考資料など＞

「シルバー川柳」 公益社団法人全国有料老人ホーム協会（令和元年12月）

＜補足資料＞

【インターネット上のトラブル事例について（予防法等も紹介）】

- ・総務省 インターネットトラブル事例集ダウンロードページ

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/jireishu.html

【著作権について】

- ・文化庁ホームページ 著作権 <https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/>
「はじめて学ぶ著作権」「みんなのための著作権教室」などのページへのリンクもあります。

【ハイトスピーチについて】

- ・総務省ホームページ ハイトスピーチに焦点を当てた啓発活動

http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00108.html

リーフレットやポスターのダウンロードもできます。

『よかれと思って…』～正しく使って楽しもう、SNS～

〈事例1〉



〈事例2〉



数日後



〈事例3〉

この富士山の写真、
きれいだなあ。
保存しておこう。

Zのキラキラ
旅ブログ



〇〇で撮影

Cさん

Cの日本紹介ブログ

Mt.Fuji
is ...



世界中の人に日本の
良さを伝えるぞ！

Zさんのブログか
ら保存しておいた
写真が使えるな。

Zさん

〈事例4〉

〇〇人は日本でこんな
ひどいことをしているのか…！

！ 事実無根

HATE

Dさん

〇〇人は日本から
出ていけ！

対象とされた
方々は…

クイズ！スマホ川柳



一
じいちゃんに

「
」教える

孫5才

二
孫たちに

「
」聞かれ

番地言う

三

「

新種の蠅かと

」

孫に問い

四

「

いいえ只今

」

格闘中

アクティビティの問題と解説のポイント

〈事例1・肖像権の侵害〉

Aさんは、趣味のサークルで会員が活動する姿を撮影し、その写真を広報のために会のホームページと個人のSNSに掲載しました。それを見たサークルのメンバーには、喜ぶ人がいる一方、困り顔の人も。ではこの方は、何に困ってしまったのでしょうか。

ポイント

写真や動画を撮影する前に目的を説明し、承諾を得ること、SNSに掲載するときは、掲載する前に写っている人から必ず許可を取る必要があることを確認する。

〈事例2・デマの拡散、名誉毀損〉

Bさんは、『〇〇〇ウイルスは、熱いものを飲めば防げる』という書き込みをSNS上で見つけ、自身もSNSで拡散しました。しかし数日後、それがデマだったことがわかりました。Bさんの発信を信じた人はどんな気持ちになっているのでしょうか。

ポイント

虚偽の情報は社会的な混乱や、ときに人権侵害につながることを確認し、情報を拡散させるときは、正しくない情報（フェイクニュース）でないか慎重に確かめる必要があることを知る。

〈事例3・著作権の侵害〉

Cさんは、ネット上で見かけた写真を保存し、自身のブログに無許可で利用しました。勝手に写真を使われたことを知った撮影者のZさんは、どんな気持ちになったのでしょうか。

ポイント

写真、イラスト、音楽など、インターネット上に掲載されているほとんどのものは誰かが著作権を有している。これらを、権利者の許諾を得ないでインターネット上に公開することは、著作権侵害にあたる。

〈事例4・ヘイトスピーチ、外国籍県民の人権侵害〉

Dさんがたまたま見かけたサイトには、特定の国の人たちが日本に住むことの悪影響が書かれていましたが、すべて事実無根でした。しかしDさんは信じ込み、それを広めようとSNSで拡散しました。差別の対象とされた人たちは、どのようなことを感じたのでしょうか。

ポイント

特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動をヘイトスピーチという。対象とされた人々の心を傷つけ、そのような人々に対する差別を生じさせるおそれがあり、決してあってはならない。

全体のまとめ

- ・4つの事例をとおして、SNSは使い方を誤ると影響が大きく、また、よかれと思って行ったことが、結果として他者の人権を侵害することにつながる場合もあることについてまとめる。
- ・一度インターネット上に公開された情報は、完全に消去することはほぼ不可能（デジタルタトゥーといわれる）である。
- ・SNS上でもそうでなくても、人権感覚をもって行動することが大切なのは変わらない。